

生成AI知財「プリンシプル・コード」の要点まとめ：2026年最新ガイドライン

内閣府が公表した、生成AIの適切な利活用を目指す「ソフトロー（自主的規範）」。法的拘束力や罰則はありませんが、開発者・提供者に対して透明性の確保と権利者への誠実な対応を求めている、日本国内でAIビジネスを展開する全事業者が対象となります。

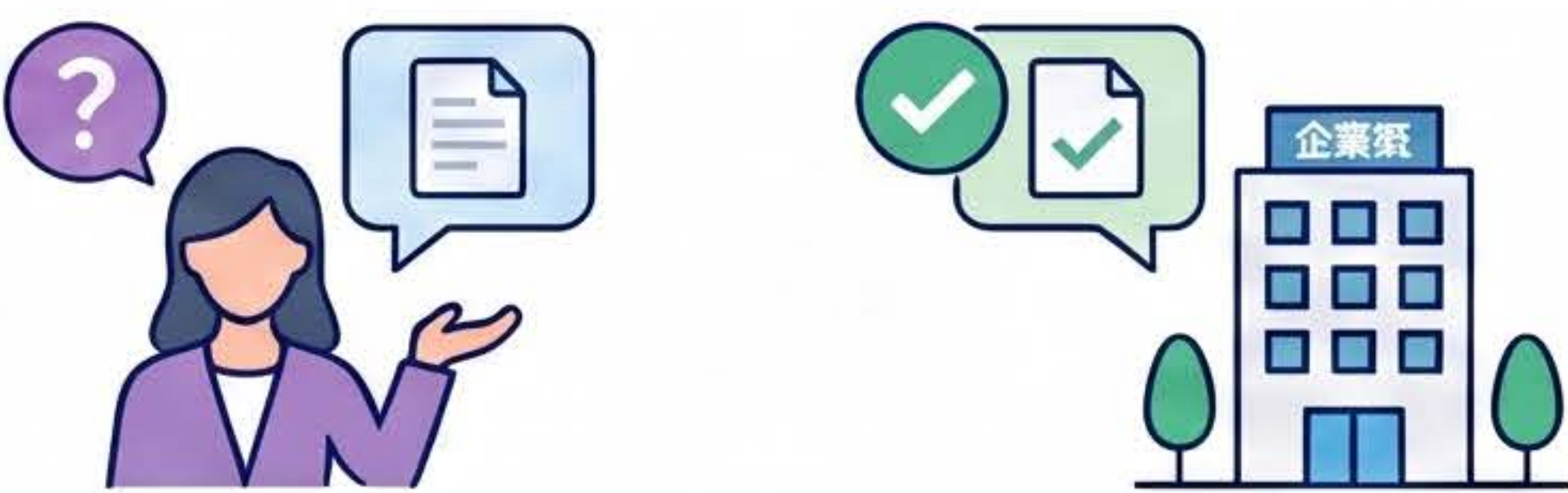
実務で求められる「3つの基本原則」

原則1：モデル・学習データの概要開示



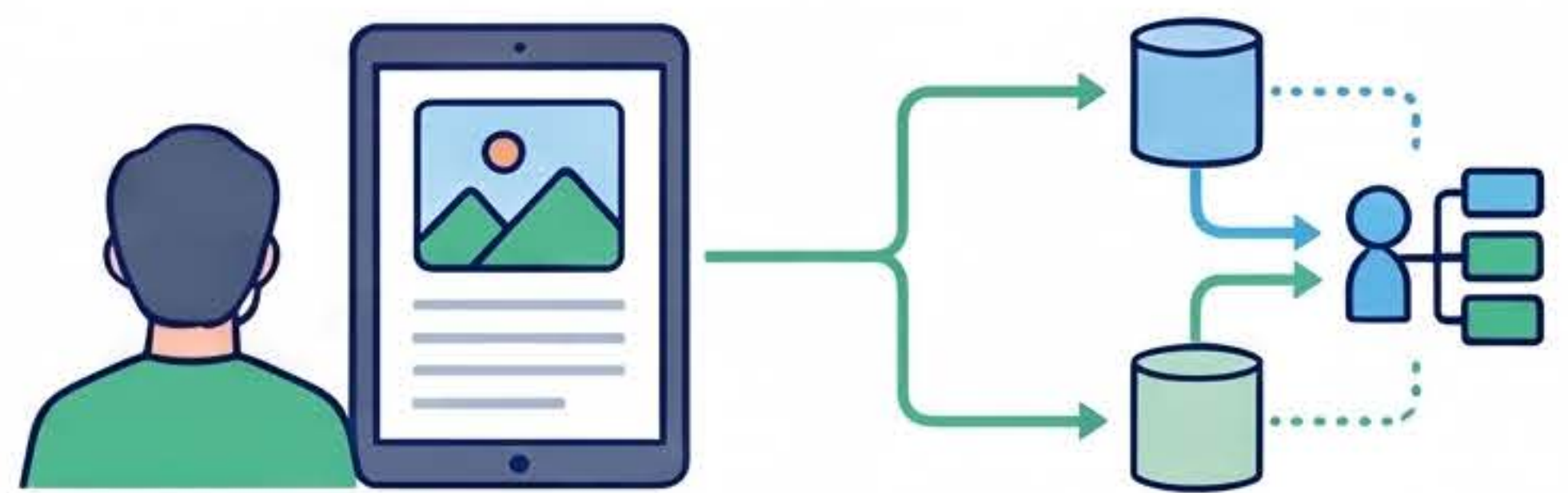
コーポレートサイト等で、使用モデルの来歴や学習データの種類、知財保護措置を万人に公開します。

原則2：権利者からの照会への対応



自分の作品が学習データに含まれているか、訴訟準備等を行う権利者からの問い合わせに回答します。

原則3：利用者（本人）からの照会への対応



当該AIを使用した利用者本人からの「自分の生成物」に関する学習データの該当性確認に応じます。

コードの性格と運用の仕組み

コンプライ・オア・エクスプレイン方式



遵守するか、しない場合はその理由を説明する仕組みで、評価は市場に委ねられます。

域外適用の原則：海外事業者も対象



日本国内に拠点がない海外事業者であっても、日本向けにAIを提供していれば適用対象となります。

罰則なしのソフトロー（自主的規範）



法的拘束力はありませんが、政府調達や補助金要件との連動が今後検討される見込みです。

主要国・地域におけるAIの透明性と規制の比較

	透明性の枠組み	実効性・罰則
日本 (本コード)	概要開示 + 事後開会対応	罰則なし (市場評価重視)
EU (AI Act)	学習データの 「詳細な契約」義務	高額な 罰金あり
米国 (加州法)	学習データの 概要公開要求	州法による 法的義務